

# 公立大学法人北九州市立大学 中期計画（素案）

（令和 5 年 4 月～令和 11 年 3 月）

## ■ 中期計画 目次

第1	教育に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	学修者本位の教育の推進に関する目標を達成するための措置	1
2	地域や社会の未来を担う人材の育成に関する目標を達成するための措置	2
3	国際化の推進に関する目標を達成するための措置	3
4	学生支援の充実に関する目標を達成するための措置	3
5	入試制度の見直し及び広報の充実に関する目標を達成するための措置	4
第2	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	地域課題の解決や社会の要請に応える研究の推進に関する目標を達成するための措置	4
2	研究成果の還元に関する目標を達成するための措置	5
3	優れた研究等への支援に関する目標を達成するための措置	6
第3	地域（社会）貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	シンクタンク機能の強化に関する目標を達成するための措置	6
2	SDGs未来都市への貢献に関する目標を達成するための措置	6
3	リカレント教育の推進に関する目標を達成するための措置	6
4	地元就職率の向上に関する目標を達成するための措置	7
5	大学間の連携の推進に関する目標を達成するための措置	7
第4	管理運営等に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	7
2	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	9
3	自己点検・評価、情報提供等に関する目標を達成するための措置	9
4	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	
	(1) 危機管理及び法令遵守の徹底に関する目標を達成するための措置	9
	(2) 教員の多様性の向上に関する目標を達成するための措置	10
第5	予算	
1	予算（令和5年度～令和10年度）	11
2	収支計画（令和5年度～令和10年度）	12
3	資金計画（令和5年度～令和10年度）	12
第6	短期借入金の限度額	13
第7	出資等に係る不要財産の処分に関する計画	13
第8	重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画	13
第9	剰余金の使途	13
第10	公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成17年3月北九州市規則第20号）で定める業務運営に関する事項	
1	法第40条第4項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画	13
2	その他法人の業務運営に関し必要な事項	13

## 第1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 学修者本位の教育の推進に関する目標を達成するための措置

#### ① 教育アセスメントの実施

教学マネジメントシステムの構築に向けて、3つのポリシー<sup>※</sup>に基づく教育活動を実施するとともに、学生の成績評価や学修成果などの各種指標について調査、集約、可視化、分析に取り組み、データに基づく教育アセスメントを行う。令和7（2025）年度には、それまでの教育アセスメントを踏まえた教育課程の再編を行う（修士・博士課程は令和8（2026）年度開講を目途に整備する）。その際、副専攻等学部等共通プログラムなどの多様なプログラムを受講しやすい仕組みを導入するほか、理工系学部については、社会ニーズに対応できる研究者、技術者を育成するため、その基盤教育を充実させる。 (1)

※ 「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の3つの方針のこと

#### ② eポートフォリオの構築

学修成果を学生自身が確認し、更なる成長につなげるため、学生の学びの状況を可視化した新eポートフォリオを構築し、より良いものに改善していくため、その活用状況や学生等の評価等をフォローする。 (2)

#### ③ 各学部等の特色ある取組の推進

各学部・研究科、基盤教育センターは、本学の設置理念、学部学科等の設置の目的・強みを踏まえ、特色のある取組を推進し、継続して各種アセスメントを実施し、その向上に取り組む。 (3)

＜取組内容・目標＞

1. 〈基盤教育センター〉 2年次修了時にTOEIC 470点相当以上の到達者の割合50%以上
2. 〈基盤教育センター〉 地域科目の開講数10以上かつ実務家招へい人数80人以上
3. 〈外国語学部英米学科〉 卒業までにTOEIC 730点相当以上の到達者の割合70%以上
4. 〈外国語学部中国学科〉 卒業までに中国語検定2級相当レベル以上の到達者50%以上

#### ④ アクティブラーニング等教育方法の改善

オンラインの効率的・効果的な活用を含め、グループワークやディスカッションにより、学生が能動的に参加するアクティブラーニングの手法を取り入れた授業方法の導入を推進するため、FD研修等による教育方法の改善を図る。全学FD<sup>※</sup>研修には教員の80%以上が参加する。 (4)

## 2 地域や社会の未来を担う人材の育成に関する目標を達成するための措置

### ① (仮) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム

数理・データサイエンス・AI教育の重要性に鑑み、基盤教育科目において令和4(2022)年度に開設した基礎・応用科目「データサイエンス入門」、「社会を動かすデータ活用」、「社会で生きるAI技術」の受講状況と学生の理解度等を把握しつつ、プログラミングからデータ解析まで行う新しいプログラムの作成に取り組み、北方キャンパスでは令和6(2024)年度を目途に学部等共通プログラムとして開設する。ひびきのキャンパスでは、令和7(2025)年度の教育課程の整備と合わせて、学科特性を踏まえ、データサイエンス関連科目を配置する。両キャンパスとも教育効果等をアセスメントし、より効果的な教育方法の導入等適宜改善を行う。また、当該分野の教員が所属する(仮)データサイエンスセンターを設置し、教育内容・方法等についてアセスメント及び調査研究する。(5)

### ② (仮) 次世代チャレンジプログラム

学部等共通の教育プログラムとして、論理的に物事を把握し問題解決につなげることができる地域リーダーを育成する「(仮)次世代チャレンジプログラム」について、令和7(2025)年度を目途に開設する。プログラムを通して、起業家精神を有した意欲の高い学生を育成・支援する。プログラムの内容や支援内容について、自己評価するとともに、企業、有識者、金融機関等の協力を得ながら、改善に努める。

また、従来からの学内競争的研究支援制度の枠組みを見直し、「(仮)次世代チャレンジプログラム」との連携を視野に、研究費の支援制度「(仮)学生チャレンジ研究推進費」を設け、適切な審査に基づき、効果的に配分する。(6)

### ③ 環境ESDプログラムの再整備

副専攻環境ESDプログラムは、令和7(2025)年度の新教育課程の整備とあわせて、科目等を再整備し、継続して実施する。(7)

### ④ 博士課程等学生研究者の育成

JST(科学技術振興機構)の「次世代研究者挑戦的研究プログラム※」を活用し、学生が研究に専念できる環境を整備し、市等の公的機関や企業とも連携のうえ、修了後に地域経済や文化の発展に資する卓越した博士人材を育成・輩出する。(8)

※ 選抜した博士後期課程学生に対し、生活費相当額や研究費の支給、キャリア開発・育成コンテンツの提供などの支援を行うJST(科学技術振興機構)の助成制度のこと

### ⑤ 大学院の定員管理

大学院は、学部推薦制度や留学生の受入れ促進等により、適切な定員管理を行う。人文社会科学系大学院研究科の一部または全部については、学生や社会のニーズを踏まえつつ、現代社会で創造的に活躍できる高度な人材育成を標榜した大学院のあり方について、調査、検討を十分に行ったうえで、再編方針・計画を策定し、産業界や市と連携しながら、教育体制、教育課程の整備に取り組む。

(9)

### 3 国際化の推進に関する目標を達成するための措置

#### ① 留学等による国際化の推進

国際交流を通じた学びを拡充するため、留学先の確保・充実を進め、学生の海外派遣及び留学生受入れを活性化させる。あわせて、オンラインも活用した国際交流体験を通じ、異文化を理解し、グローバルな視点を持って社会で活躍できる人材を育成する。

(10)

#### ② グローバルに活躍する人材の育成

グローバル人材育成のためのKGE P (Kitakyushu Global Education Program) 2コース (Challenge Course、副専攻 Advanced Course) について、世界情勢の変化や文化、思想の違いなどを含め、プログラム内容を再編し、経済社会のグローバル化に対応できる人材を育成する。

(11)

#### ③ キャンパス内外での国際交流活動の実施

世界とつながる大学に向けて、学生が「アジア国際交流ホール<sup>\*</sup>」をはじめとするキャンパス内で多様な文化等に触れ、学ぶ機会を設けるとともに、地域の国際交流団体、留学生支援団体、自治体、地元企業等との連携による地域との交流を通して、本学及び地域の特性を生かした国際交流活動を実施する。

(12)

※ 正式名称「フランキー・ウー アジア国際交流ホール」(2022年4月開館)、国際交流に関する講演会・研修会の開催、留学生等との交流事業等を推進するため、厚生会館2階に整備したスペースのこと

### 4 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

#### ① 学生支援の充実

多様な悩みを抱えている学生へ適切な対応を行うため、教員や他の事務部門が有する学生情報を収集し、個々の学生に応じた相談支援体制を充実するとともに、令和2(2020)年度から全学年に対象を拡大して実施しているUPI(心の健康調査)<sup>\*1</sup>を引き続き実施する。また、健康診断を毎年度実施するとともに、感染症等の流行に際して、注意事項の周知や遠隔授業への切り替えなど適切に対応する。北方キャンパスでは、支援を要する学生を早期に発見するため、早期支援システム<sup>\*2</sup>などにより、修学支援が必要な学生に対して、関係部局とも連携し、学生のニーズに合った支援を継続的に行う。ひびきのキャンパスでは、成績と連動した学修支援<sup>\*3</sup>を継続するとともに、出席状況と連動した早期支援システムを新た

に導入し、学生支援を充実する。 (13)

※1 大学生の身体的、精神的健康状態を把握するため、全国大学保健管理協会が作成したアンケート調査のこと

※2 様々な理由による長期欠席などを引き金にして、引きこもりや休・退学に陥ることを未然に防止するために、各学部が事前に選  
定した科目の出欠を確認し、理由もなく3回欠席した学生に対して、教員と学生相談室が面接指導を行うもの

※3 入学時の基礎学力テスト成績に基づき数学・理科科目の補習授業を行うとともに、GPAの数値に基づき成績不振者に対して進  
路相談・学修指導を行うもの

## ② 就職支援の充実

社会で求められる人材を輩出するため、基盤教育科目や各学部等におけるキャリア教育、  
低学年向けのプレ・インターンシップガイダンスの開催等により学生のキャリア意識を醸成  
するとともに、各種インターンシップを促進し、就職率※の維持・向上を図る。また、留学  
経験者及び受入れ留学生らグローバル人材向けガイダンスの実施等、学生のニーズに応じた  
個別支援を提供する。こうした取組により、全国平均を上回る就職率を維持する。 (14)

※ 就職希望者に占める就職者の割合のこと

## 5 入試制度の見直し及び広報の充実に関する目標を達成するための措置

### ① 入試制度の見直し

優秀な学生を確保するため、データに基づく志願者動向や入学後の成績等の調査、分析を  
行い、PDCAサイクルを機能させ、入学者選抜方法について検証し、必要に応じて改善を  
行う。令和7（2025）年度入学生に係る大学入学共通テストの変更が予定されているこ  
とから、本学の入学者選抜方法も整合を図り変更する。 (15)

### ② 積極的な広報活動による適正な志願者の確保

オンラインやSNS等の活用を含む広報計画を作成し、進路指導者懇談会、オープンキャン  
パス、進学ガイダンス等の各種イベントの実施、高校訪問等を実施する。志願者の動向等  
その効果等を踏まえつつ広報計画を策定し、主要公立大学※の平均志願倍率（ただし中期日  
程の倍率を除く）以上の志願者の確保を目指す。 (16)

※ 学生数5,000人以上の公立大学(東京都立大学、横浜市立大学、大阪公立大学、兵庫県立大学)の4大学のこと

### ③ 高大接続の推進

アドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生を確保するため、高校への出前授業、入学  
前教育の実施のほか、学生発表会等での高校生との交流機会の確保や総合的な探究の時間、  
課題解決型授業の教育プログラムづくりへの協力など、高大接続を推進する。 (17)

## 第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 地域課題の解決や社会の要請に応える研究の推進に関する目標を達成するための措置

### ① 再生可能エネルギー技術等に関する研究の推進

洋上風力発電等の再生可能エネルギー技術分野や水素の利活用技術分野において、ブレイマーハーフェン大学やパリ大学等の海外大学や企業と共同研究を推進するとともに、北九州市の施策と連携した仕組づくりを進める。(18)

### ② カーボンニュートラルに関する研究の推進

カーボンニュートラルに関わるエネルギー、材料分野に関する研究を推進する。また、北九州市とも連携し、「ゼロカーボンシティ」に貢献する政策提案や技術開発体制づくりを推進する。こうした取組に際しては、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション<sup>※</sup>」に基づく他大学、産業界等との連携や情報発信力を活用する。(19)

※ カーボンニュートラル(脱炭素)の達成に向けて、大学が、国、自治体、企業、国内外の大学、研究機関等との連携を通じ、取組や成果の水平展開、革新的なイノベーションを生み出す研究開発や成果の社会実装の推進、ネットワーク・発信力強化などを行っていく場(コアリション(連合))のこと

### ③ 共同利用・共同研究拠点としての取組の推進

共同利用・共同研究拠点<sup>※</sup>の強みや特色を活かし、国内外の大学・研究機関や地元企業との共同研究を推進する。また、共同研究の一環として、新産業創出を目指し、先制医療工学の拠点を形成する。(20)

※ 国公立を問わず大学の研究ポテンシャル(実験設備等)を活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備するための拠点として認定する文部科学省の助成制度のこと

### ④ 地域企業との連携推進

AI・ロボット技術を駆使した地域企業のDX<sup>※</sup>、生産性向上に資する研究を推進するとともに、学内の様々な技術を複合し、福祉支援、消防・防災支援等、安全・安心な生活のための研究に取り組む。こうした取組などを推進し、毎年度の市内企業との共同・受託研究延べ10件以上を維持する。(21)

※ Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用により、経済・社会や組織の活動など多様な分野で、より良い方向に変革させること

## 2 研究成果の還元に関する目標を達成するための措置

### ① 社会実装に向けた研究の推進

研究成果を社会の装置として実用化に結び付けるため、環境技術研究所において、総合大学としての強みを活かし、地域戦略研究所などの文系研究者との連携を強化するほか、介護や福祉などの分野で、他大学や関連企業等との連携を推進し、研究成果の実用化を目指す。また、本学の研究者情報をウェブサイト上にわかりやすい内容で掲載し、本学が有する研究シーズを広く企業や研究機関、行政等に情報発信する。加えて、産業界のほか、理工系研究

者と文系研究者が交流できる場を設け、相互の研究理解を促進する。

併行して、環境技術研究所を中心にJST(科学技術振興機構)のPARKS<sup>※</sup>(Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem)に共同大学として参画し、教員の起業による研究・技術開発の実用化に取り組む。(22)

※ アントレプレナーシップ(起業)教育から支援までを実施。九州大学と九州工業大学が主幹機関となり、本学を含めた13大学、民間企業1機関が共同機関として参画するJST(科学技術振興機構)の大学発新産業創出プログラム(助成制度)のこと

### 3 優れた研究等への支援に関する目標を達成するための措置

#### ① 科学研究費の獲得等優れた研究への支援

積極的な科研費獲得を促進するため、学内の競争的研究支援制度に引き続き若手枠を設け、若手教員の研究を促進するほか、科研費等獲得教員へ新たなインセンティブ制度を設けるとともに、科研費不採択者のうち審査結果が高い教員を対象に、教員研究費の増額配分等の科研費獲得支援を行う。(23)

### 第3 地域(社会)貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 シンクタンク機能の強化に関する目標を達成するための措置

##### ① シンクタンク機能の充実(地域戦略研究所等の見直し)

地域社会が直面する様々な課題に対し、地域戦略研究所等を見直し、実践的シンクタンク機能を確立する。また、行政機関への委員の参画や大学が保有する研究シーズを活用した対応策の提案及び学術的知見の提供等、組織的かつ継続的な研究機関として、地域社会との連携を深める。(24)

##### ② 地域共生教育センター(含ひびきのキャンパス)の取組

地域コミュニティの維持・発展に向けた取組を全学的に推進するため、ひびきのキャンパスとの連携を強め、学生のオフキャンパス活動を支援する機能をひびきのキャンパスにおいても充実し、地域からの要望や社会的動向を踏まえた活動を引き続き実施する。(25)

#### 2 SDGs未来都市への貢献に関する目標を達成するための措置

##### ① SDGsへの貢献

市や企業等と連携して取組を推進し、SDGs達成に向けて貢献する。学内では、セミナー等の開催により、大学の構成員全ての意識改革を図るとともに、基盤教育科目へのSDGsに関する科目の設置やSDGs達成に資する研究の支援等、教育・研究面でSDGs達成に向けた取組を行い、取組内容を積極的に発信する。(26)

#### 3 リカレント教育の推進に関する目標を達成するための措置

##### ① リカレント教育



社会ニーズや履修者の声を生かした柔軟な領域科目の開講や、退職教員も含めた北九州地域の知の効果的な活用により、i-Design コミュニティカレッジを充実させるなど、履修証明制度を効果的に活用しつつ、社会人等の学び直しや課題解決のニーズに対応する。(27)

#### 4 地元就職率の向上に関する目標を達成するための措置

##### ① 地元就職の推進

地元企業等への就職を促進するため、学生のニーズを把握する就職希望調査と実際の就職状況の分析、地元企業とのマッチングを図るため、地元就職市場の動向把握を行い、地元企業・産業界や市との情報交換、連携を推進するとともに、企業説明会やセミナー等の各種就職支援を実施する。毎年度の地元就職率は20%以上を目指す。(28)

##### ② シビックプライドの醸成

基盤教育における地域科目や、文学部における市内の文化施設等をフィールドとした科目の開講、地域共生教育センターにおける地域活動等を引き続き実施し、地域におけるステークホルダーの協力を得ながら、学生のシビックプライドの醸成を図る。(29)

#### 5 大学間の連携の推進に関する目標を達成するための措置

##### ① 大学間連携の推進

北九州学術研究都市内の大学間連携をはじめ、大学コンソーシアム関門等の単位互換制度など複数の大学等との教育研究の連携は、DXの進展によるオンラインの活用や教育研究設備の共用など、各大学が有するリソースを活用し、より充実したものとする。また、産業界や市とも連携を深化し、研究や技術開発分野の連携のほか、教育分野においても社会で活躍できるキャリア意識の高い人材育成に取り組む。これら大学間等の連携は、その枠組みの再構築も視野に進める。大学等連携推進法人制度などの活用は、市との連携の下、先行している他大学の調査などにより、そのメリット・デメリットを明確にしたうえで、その連携のあり方や仕組みを検討し、制度活用の可否を判断のうえ、連携を推進する。(30)

#### 第4 管理運営等に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

##### ① ガバナンス体制の確立

自立的な運営体制の確立に向けて、理事長は経営審議会を、学長（副理事長）は教育研究審議会を開催する。加えて理事長は、経営サイドと教学サイドの双方が委員として参画し教育研究・経営双方の重要事項について審議する役員会を年間通して開催し、法人の内部統制を機能させる。経営審議会、役員会には監事を参加させ、業務の執行状況、意思決定過程を監視する。こうした理事長、学長のリーダーシップを補佐するため、常勤理事等で組織する執行部調整会議や組織人事委員会、予算方針会議等を開催し、ガバナンス体制を補強する。

また、校務をつかさどる学長は、学部等との意見交換や、必要に応じて学部等から意見を聴くなど、円滑な組織運営に努める。こうした体制の下で、予算・人事・組織編制等において、教育・研究・社会貢献活動を効果的に機能させるための戦略的な資源配分を行う。 (31)

## ② 大学広報の充実

大学の認知度及びプレゼンス向上に向けて、受験生、その保護者、産業界、行政などのステークホルダーに対する大学広報を充実する。また、本学の果たす役割や機能をミッションとして位置づけ、自らの強み、特徴である「地域」「環境」「世界（地球）」の3つのキーワードに沿って「ビジョンブック」をまとめるなど、学内外に積極的に情報発信する。創立80周年を迎える令和8（2026）年度には、記念式典のほか、各種イベントを開催し、広くPRする。 (32)

## ③ 事務職員の能力向上

事務職員としての汎用能力の向上とあわせて大学職員としての専門性の向上を図るため、職員の適性を考慮した異動を行いつつ、OJTによる能力向上を行う。併せて、能力向上のための講義型研修やグループ研修を企画・実施する。さらにプロパー職員主体の大学運営に向けて、経営的資質を有する職員、戦略的に企画立案し、その実現に向けて学内・学外との折衝・調整等ができる職員を育成する。 (33)

## ④ 施設・設備の整備

保有資産を最大限に活用するため、土地、建物の使用状況を定期的に点検するとともに、施設・設備の使用状況や老朽化の状況を踏まえ、長期修繕計画等に基づき、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・供用を推進する。 (34)

## ⑤ 省エネキャンパスの実現

温室効果ガスの排出削減のため、ペーパーレス化の推進、照明のLED化、電力供給契約における再生可能エネルギーの使用率の拡大、プラスチック廃棄物の削減等を推進する。あわせて、学生や教職員の意識啓発を行い、リサイクル、リユース物品の使用、クールビズ、ウォームビズを励行する。 (35)

## ⑥ DX等の推進

遠隔授業、キャンパス連携授業、オンライン会議などにも充分対応できる高速で信頼性の高いネットワークを構築する。また、これまでの業務の改善を行い、計画的に業務の効率化やデジタル技術の活用を進め、時代に対応したキャンパスを構築する。 (36)

## ⑦ 情報セキュリティ体制の確保

情報セキュリティレベル向上のため、情報資産へのアクセスの制御等の技術的なセキュリティ対策を講じる。また、デジタル化の進展に伴い、令和4（2022）年度に見直しを行った情報セキュリティ対策にかかるポリシー等の下、その運用の強化充実に取り組む。なかでも、情報セキュリティの確保に係る研修は毎年度確実に実施し、教職員の受講を徹底する。

(37)

## 2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### ① 財務基盤の確立

安定的な財務基盤を確立させるため、外部資金の継続的な獲得を目指すとともに、寄附金や産業界から積極的な資金の受入を進め、保有資産を積極的に活用するなど、財源の多元化を進めることで、自主財源の確保に取り組む。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限に発揮するため、学内の資産配分の最適化を進める。

(38)

### ② 外部資金の獲得

外部資金の獲得に向けて積極的に取り組み、外部研究資金等6億円以上の獲得を目指す。URA<sup>※</sup>体制やインセンティブの見直しなど制度面の整備を行うとともに、研究成果等の知的財産を関係機関や企業等へ積極的に発信する等、戦略的に取り組む。

(39)

※ University Research Administrator の略。研究者の研究活動活性化のための環境整備及び大学等の研究開発マネジメント強化等に向け大学で研究マネジメントを行う人材のこと

## 3 自己点検・評価、情報提供等に関する目標を達成するための措置

### ① PDCAサイクルによる内部質保証の推進

学内外から収集・整理したエビデンスデータに基づいた本学の諸活動における自己点検・評価を実施する。その評価結果に加え、公立大学法人北九州市立大学評価委員会の評価結果及び認証評価の結果を各部局にフィードバックし、PDCAサイクルのもと教育研究の質向上、教育組織の編成、大学運営の改善に反映させる。

(40)

### ② 積極的な情報の公表

ウェブサイト、SNSや市政だよりのほか、報道機関など多様な媒体を活用し、大学の魅力や教育研究の取組、地域貢献活動などを積極的に情報発信する。

(41)

## 4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

### (1) 危機管理及び法令遵守の徹底に関する目標を達成するための措置

#### ① 危機管理体制の強化

自然災害や新たな感染症の発生、情報漏えいやサイバー攻撃、学生の留学や教員の渡航中の事件・事故、受入留学生の異文化適応などにおけるリスクに対応するため、外部機関を含

めた関係者間での連絡体制など、危機管理体制を確保する。また、リスクに対する注意喚起及び危機発生時における適切な対応について、研修等を通して、学生・教職員への周知を徹底する。危機発生時には、学長をトップとする緊急対策本部の下に、被害及び影響を最小限に抑えるために迅速かつ適切な対応がとれるよう、危機管理マニュアルに基づき、柔軟に対応する。

(42)

## ② 研究不正防止の取組

最高管理責任者である学長のリーダーシップのもと、統括管理責任者と部局長等で構成された不正防止計画推進会議がコンプライアンス研修や啓発活動等を実施するなど全学的な研究不正防止に取り組む。また、監事及び監査法人と連携し、過去の研究費不正や監査結果などを参考に効果的な監査を実施するとともに、毎年度の監査結果を反映するなど、研究不正防止計画や体制に関するPDCAサイクルを確立する。研究不正防止、研究費不正防止のためのコンプライアンス研修は、毎年度確実に実施し、受講を徹底する。

(43)

## ③ SD\*の充実

情報セキュリティや研究不正防止等に関する研修のほか、法令遵守や人権・ハラスメントの問題についても、教職員（役員等を含む）が正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行うとともに、本学のビジョンや大学に関する法制度の改正内容に関する研修、大学のあり方等に関する教職協働での勉強会や検討会などを実施する。

(44)

※ Staff Development の略称、大学の管理運営や教育・研究等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるなどの取組のこと

## (2) 教員の多様性の向上に関する目標を達成するための措置

### ① 教員の多様性の向上

優秀な人材を確保するとともに、多様なものの見方を踏まえた教育活動や研究・技術開発を行うため、適切な業績評価制度の下、女性・若手・外国人教員の採用、登用を推進する。また、原則、定年退職者の後任に40歳未満の若手教員を充てるなど、学部学科等の年齢構成等を考慮した組織体制を整備する。こうした教員の多様性の向上に資するため、人生のライフイベントやライフステージに配慮した支援を充実する。

(45)

## 第5 予算

### 1 予算（令和5年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
<b>収入</b>	
運営費交付金	18,526
自己収入	23,249
うち授業料等収入	22,486
その他	763
受託研究等収入	4,767
うち外部研究資金	4,657
その他	110
施設整備補助金	1,847
<b>計</b>	<b>48,389</b>
<b>支出</b>	
業務費	41,836
うち教育研究活動経費	27,255
管理運営経費	14,581
受託研究等経費	4,706
うち外部研究資金	4,596
その他	110
施設・設備整備費	1,847
<b>計</b>	<b>48,389</b>

#### 〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 29,386 百万円を支出する。

人件費の見積りについては、令和6年度以降は令和5年度の役員及び教職員の人件費の見積り額を踏まえ試算している。

退職手当については、公立大学法人北九州市立大学が定める規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額は、各事業年度の予算編成過程において北九州市職員退職手当支給条例を基準として算定される。

#### 〔運営費交付金の算定方法〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、令和6年度以降は令和5年度の見積り額を踏まえ試算している。

ただし、各事業年度の運営費交付金の額については、予算編成過程において再計算され決定される。

注) 受託研究等収入については、中期計画に掲げる目標額及び各事業の継続を前提として、収入予定額を計上している。

注) 受託研究等経費については、受託研究等収入により行われる事業経費を計上している。

注) 施設・設備整備費については、施設・設備の整備に関する事業経費を計上している。

## 2 収支計画（令和5年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
<b>費用の部</b>	<b>47,539</b>
業務費	40,720
教育研究経費	7,878
受託研究費等	3,347
その他寄附金	110
役員人件費	468
教員人件費	20,423
職員人件費	8,494
一般管理費	5,619
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,200
<b>収入の部</b>	<b>47,539</b>
運営費交付金収益	18,526
授業料収益	18,509
入学金収益	3,742
検定料収益	645
受託研究等収益	3,400
寄附金収益	582
その他寄附金収益	110
補助金等収益	675
財務収益	1
雑益	761
資産見返負債戻入	588
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益を含む。

## 3 資金計画（令和5年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
<b>資金支出</b>	<b>48,737</b>
業務活動による支出	46,542
投資活動による支出	1,847
財務活動による支出	0
次期中期計画の期間への繰越金	348
<b>資金収入</b>	<b>48,737</b>
業務活動による収入	46,542
運営費交付金による収入	18,526
授業料等による収入	22,486
受託研究等による収入	4,767
その他収入	763
投資活動による収入	1,847
施設整備補助金による収入	1,847
利息及び配当金による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	348

## **第6 短期借入金の限度額**

- ・ 限度額

年間運営費（約 80 億円程度）の概ね 1 か月分相当額（約 7 億円程度）

- ・ 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生などのため。

## **第7 出資等に係る不要財産の処分に関する計画**

予定なし

## **第8 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画**

予定なし

## **第9 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる（なお、具体的な使途は、毎事業年度の予算において定める）。

## **第10 公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 17 年 3 月北九州市規則第 20 号）で定める業務運営に関する事項**

### **1 法第 40 条第 4 項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画**

前中期目標の期間の最後の事業年度の決算において、積立金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

### **2 その他法人の業務運営に関し必要な事項**

なし